

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例施行規程

平成19年3月28日

議会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施機関の例)

第2条 条例の施行については、岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則(平成19年規則第10号。第7条第2項、第8条及び第17条の規定を除く。)の例による。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。